

第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について

1 策定の目的等

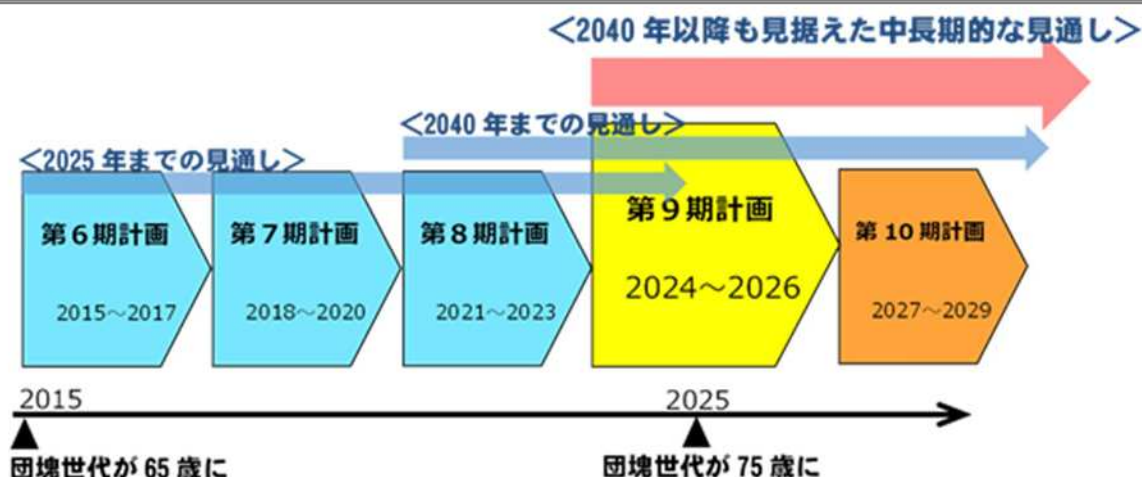
本県における総合的な高齢者の福祉保健医療の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」を一体として策定するもので、計画期間は3年間とされている。

現行の第8期計画（計画期間：2021年度～2023年度）が最終年度を迎えるため、今期計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行い、今年度中に第9期計画（計画期間：2024年度～2026年度）を策定する。

策定にあたっては、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して策定することとされている。

なお、本計画の一部を共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進条例に基づく認知症施策の推進を図るための計画として位置付ける。

2 第9期計画の位置付け



- 第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの整備や、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となるとともに、現役世代が急減する2040年も念頭において介護サービス基盤整備の取組を進めることとした。
- 第9期計画においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえつつ、計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることから、地域包括ケアシステムの深化・推進をさらに進めていくとともに、地域ごとの人口構成の変化や介護ニーズの動向を踏まえ、2040年以降も見据えた中長期的な視点に立って介護サービス基盤の整備を進めていく。

3 第9期計画における主なポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・県内でも、都市部では今後急激に高齢者人口が増加する一方、もともと高齢者が多い地域では高齢者人口が減少に転じることもあることから、地域の実情に応じ、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、サービス提供体制の整備を進める。
- ・在宅の要介護者の増加が見込まれることから、その在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及を図る。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・人口・世帯構成や地域社会の変化など地域の実情に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的に確保できるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図っていく。
- ・認知症施策について、あいちオレンジタウン構想の理念を継承しつつ、総合的かつ計画的に取り組みを推進していく。また、重点的にとりくむべき施策を取りまとめ、効果的に施策を推進していく。

(3) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・現役世代の減少により介護人材不足が進む中で、安定的な介護サービスの提供体制を確保するため、参入促進や離職防止等の介護人材の確保対策を引き続き進めるとともに、介護サービス事業所における業務の効率化や介護サービスの質の向上など、生産性向上に資する取り組みを進める。

4 計画策定体制

保健医療・福祉関係者、介護保険者、被保険者等の代表及び学識経験者を構成員とする「愛知県高齢者福祉保健医療計画策定検討委員会」を設置し、御意見をいただきながら策定していく。

5 策定スケジュール (案)

2023年7月	国基本指針(案)の提示
8月9日	第1回高齢者福祉保健医療計画策定検討委員会の開催 (計画の構成・骨子案について検討)
8月～11月	市町村計画との調整
12月下旬	第2回高齢者福祉保健医療計画策定検討委員会の開催 (計画素案の検討)
2024年1月下旬	パブリックコメントの実施
3月中旬	第3回高齢者福祉保健医療計画策定検討委員会の開催 (計画最終案の検討)
3月下旬	計画の策定・公表